

公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

令和7年6月11日

向日市長 安 田 守

1 開発事業者

住所 滋賀県守山市梅田町15番9号

氏名 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

2 開発事業区域の位置

向日市鶏冠井町東井戸1-1 外

3 開発基本計画受付番号

第 R3-22 号

4 開発事業区域の面積

4159.92㎡

5 開発基本計画の名称

鶏冠井町東井戸分譲宅地計画

6 予定建築物の用途

専用住宅（22戸）

7 縦覧場所

向日市寺戸町中野20番地

向日市役所都市整備部都市計画課

8 縦覧期間

令和7年6月11日から令和7年6月24日まで

9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

向日市都市整備部都市計画課

(2) 提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時までに必着

添付資料 開発事業区域の位置図

